

議案第 5 1 号

岩倉市路上喫煙の規制に関する条例の制定について

岩倉市路上喫煙の規制に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市路上喫煙の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の規制について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、喫煙者と非喫煙者が協力し合い、もって相互が共存できる快適な地域環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤若しくは通学し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 道路等 市内の道路、公園、広場その他屋外の公共の場所をいう。
- (4) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- (5) 路上喫煙 道路等（専ら喫煙の用に供するため設置された区域を除く。）において喫煙をすることをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、車外にたばこの煙を流出させることなく喫煙をすることを除く。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の規制に関し、広報、啓発その他必要な施策を総合的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市が実施する路上喫煙の規制に関する施策に協力しなければならない。

- 2 市民等は、路上喫煙をするときは、他人に迷惑をかけ、又は他人の身体若しくは財産に被害を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する路上喫煙の規制に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、路上喫煙の規制について、市民等に対する意識の啓発その

他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を、路上喫煙の禁止区域（以下「路上喫煙禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、事業者及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を是正するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年12月1日から施行する。